

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年11月20日	不動産番号	0308000144311
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	新座市栄5丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
4925番65	宅地	105		4925番6から分筆 〔昭和57年7月15日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年11月20日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和56年12月17日 第61823号	原因 昭和56年11月28日売買 所有者 川崎市中原区新丸子東二丁目924番地 八洲開発株式会社 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成12年2月14日 第5255号	原因 平成11年4月30日日本店移転 本店 愛知県東海市中央町六丁目47番地
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年11月20日
2	所有権移転	平成16年2月12日 第4265号	原因 平成16年1月22日贈与 所有者 川崎市高津区末長17番地8 遠藤光春
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年6月25日 第19143号	原因 平成25年9月24日住居表示実施 住所 川崎市高津区末長一丁目52番3号
3	所有権移転	令和7年2月17日 第4175号	原因 令和7年2月17日売買 所有者 埼玉県新座市栄5丁目1番29号 男 澤 侑子



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(さいたま地方法務局志木出張所管轄)

令和7年2月26日

東京法務局港出張所

登記官

田家重信



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年11月20日	不動産番号	0308000144310
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	新座市栄五丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4925番64	宅地	1	21	4925番19から分筆 〔昭和57年6月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年11月20日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
11	八洲開発株式会社持分全部移転	平成16年2月12日 第4267号	原因 平成16年1月22日贈与 共有者 川崎市高津区末長17番地8 持分6分の1 遠藤光春
付記1号	11番登記名義人住所変更	平成30年6月25日 第19143号	原因 平成25年9月24日住居表示実施 住所 川崎市高津区末長一丁目52番3号
19	遠藤光春持分全部移転	令和7年2月17日 第4176号	原因 令和7年2月17日売買 共有者 埼玉県新座市栄五丁目1番29号 持分6分の1 男 澤 侑子



これは登記記録に記録されている事項の甲区11番、11付記1号、19番事項を証明した書面である。
(さいたま地方務局志木出張所管轄)

令和7年2月26日
東京法務局港出張所

登記官

田家重信

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K00668 (3/4)



表題部 (土地の表示)		調製	平成9年11月20日	不動産番号	0308000144312
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	新座市栄五丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4925番66	宅地		0.05	4925番63から分筆 〔昭和57年10月26日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年11月20日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
11	八洲開発株式会社持分全部移転	平成16年2月12日 第4267号	原因 平成16年1月22日贈与 共有者 川崎市高津区末長17番地8 持分6分の1 遠藤光春
付記1号	11番登記名義人住所変更	平成30年6月25日 第19143号	原因 平成25年9月24日住居表示実施 住所 川崎市高津区末長一丁目52番3号
19	遠藤光春持分全部移転	令和7年2月17日 第4176号	原因 令和7年2月17日売買 共有者 埼玉県新座市栄五丁目1番29号 持分6分の1 男 澤侑子



これは登記記録に記録されている事項の甲区11番、11付記1号、19番事項を証明した書面である。
(さいたま地方務局志木出張所管轄)

令和7年2月26日
東京法務局港出張所

登記官

田家重信

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K00668 (4/4)



1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年11月20日	不動産番号	0308000144256
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	新座市栄五丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	町反畝	畝	原因及びその日付〔登記の日付〕
4925番6	宅地	⑩	104	00	余白
余白	余白		277	55	③4925番6、35に分筆 〔昭和37年5月29日〕
余白	余白		109	63	③4925番6、4925番59、4925番60に分筆 〔昭和57年6月10日〕
余白	余白		108	58	③4925番6、4925番65に分筆 〔昭和57年7月15日〕
余白	公衆用道路		108		②③昭和57年11月2日地目変更 〔昭和57年11月12日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年11月20日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
11	八洲開発株式会社持分全部移転	平成16年2月12日 第4266号	原因 平成16年1月22日贈与 共有者 川崎市高津区末長17番地8 持分1万1794分の1006 遠藤光春
付記1号	11番登記名義人住所変更	平成30年6月25日 第19143号	原因 平成25年9月24日住居表示実施 住所 川崎市高津区末長一丁目52番3号
19	遠藤光春持分全部移転	令和7年2月17日 第4177号	原因 令和7年2月17日売買 共有者 埼玉県新座市栄5丁目1番29号 持分1万1794分の1006 男 澤侑子



これは登記記録に記録されている事項の甲区11番、11付記1号、19番事項を証明した書面である。
(さいたま地方務局志木出張所管轄)

令和7年2月26日
東京法務局港出張所

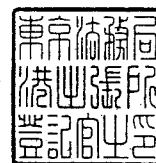
登記官

田家重信

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K00668 (1/4)



表題部 (土地の表示)		調製	平成9年11月20日	不動産番号	0308000144266
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	新座市栄5丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	町反畝	番	原因及びその日付〔登記の日付〕
4925番19	畑	⑩	306		4925番6から分筆 〔昭和36年6月10日〕
余白	宅地		317	35	②③昭和36年11月27日地目変更 〔昭和36年12月7日〕
余白	余白		9	36	③4925番19、4925番61ないし4925番64に分筆 〔昭和57年6月10日〕
余白	公衆用道路	余白			②昭和57年11月2日変更 〔昭和57年11月12日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年11月20日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
11	八洲開発株式会社持分全部移転	平成16年2月12日 第4266号	原因 平成16年1月22日贈与 共有者 川崎市高津区末長17番地8 持分1万1794分の1006 遠藤光春
付記1号	11番登記名義人住所変更	平成30年6月25日 第19143号	原因 平成25年9月24日住居表示実施 住所 川崎市高津区末長一丁目52番3号
19	遠藤光春持分全部移転	令和7年2月17日 第4177号	原因 令和7年2月17日売買 共有者 埼玉県新座市栄5丁目1番29号 持分1万1794分の1006 男 澤 侑子



これは登記記録に記載されている事項の甲区11番、11付記1号、19番事項を証明した書面である。
(さいたま地方法務局志木出張所管轄)

令和7年2月26日
東京法務局港出張所

登記官

田家重信

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K00668 (2/4)

